

答 申 第 3 2 号  
平成 21 年 3 月 6 日

仙台市長 梅原 克彦 様

仙台市情報公開審査会  
会 長 佐藤 宏

仙台市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 20 年 10 月 3 日付け H20 子支保第 1092-1 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

- 諮問第 46 号 「(1) 大野田保育所第 3 回保護者説明会において、当該保育所を公立保育所として残せないか再度検討を行うと発言したことに基づき、検討を行った際の議事録
- (2) 大野田・原町保育所の民営化にあたり平成 20 年 7 月 17 日・18 日に行われた社会福祉法人の応募に関する当該法人の資料」の公文書非開示決定処分に対する異議申立て

答 申  
(諮問第 46 号)

## 1 審査会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）の行った非開示決定のうち、別記 1(1)に掲げる文書を不存在のため非開示としたことは妥当であるが、別記 1(2)に掲げる文書については、別表 1 及び別表 2 の「非開示情報」欄に掲げる情報のうち、それぞれ「審査会判断」欄に○印が付されたものを非開示とし、その余の文書及び情報を開示する一部開示決定を行うべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき別記 1(1)及び(2)の文書の開示をそれぞれ請求したのに対し、実施機関が平成 20 年 8 月 22 日付けで両請求についていずれも非開示決定したことについて、その処分の取消しを求めたものである。

## 3 異議申立てに係る経過

### (1) 公立保育所の建替え等について

仙台市は、激しい環境変化の中にあって、効率的で柔軟な民間保育資源を活用することにより行財政運営の効率化を図りながら、本市の保育施策を総合的に推進するため、今後の保育所の果たすべき役割についてその方向性を示すものとして、平成 19 年 8 月に「今後の保育施策推進のための保育所の役割について」と題する方針を取りまとめた。同方針において、仙台市は、築 25 年以上の木造公立保育所の建替え等を計画的に実施することとし、その建替え等にあたっては、民間の力を活用して保育所を新設し、当該公立保育所を廃止する「民設民営方式」を基本とする方針を打ち出した。

同方針に併せて、仙台市は、「公立保育所の建替え等に関するガイドライン」を定め、建替え等にあたり民設民営方式により整備を進める場合に公立保育所を引き継ぐ民間の運営主体は、原則として、認可保育所等の児童福祉施設の運営実績を持ち、保育の質の維持・向上が確保できる社会福祉法人とするものとした。また、運営主体の選定にあたっては公募を原則とし、「保育施設整備に関する社会福祉法人等選定委員会」及び「社会福祉法人設立認可及び施設整備補助に関する審査委員会」（以下「選定委員会」と総称する。）において審議のうえ、新保育所の運営主体となる社会福祉法人を決定することとした。

さらに仙台市は、「平成 19 年度公立保育所建替え等整備計画」を公表し、仙台市立原町保育所及び仙台市立大野田保育所について、「民設民営方式」による建替えを行い平成 21 年度に民間の新保育所を開所し、現在の公立保育所を廃止するスケジュール（予定）を発表した。

仙台市は、平成 19 年 8 月以降、建替えの対象となる保育所における保護者説明会の開催、新保育所の運営主体となる社会福祉法人の公募等の手続を順次進めていった。

### (2) 本件開示請求について

申立人は、平成 20 年 8 月 11 日に、大野田保育所第 3 回保護者説明会において実施機関の担当

課である保育課が保護者に対して再検討を約した内容に関する別記1(1)の文書（以下「庁内会議議事録等」という。）の開示請求（以下「本件開示請求Ⅰ」という。）を行い、同日に大野田保育所及び原町保育所の建替え後の運営主体の公募に応じた社会福祉法人の応募資料である別記1(2)の文書（以下「社会福祉法人応募資料」という。）についても開示請求（以下「本件開示請求Ⅱ」という。）を行った。実施機関は、本件開示請求Ⅰについては文書不存在を理由に非開示決定を行い、また、本件開示請求Ⅱについては、選定委員会の開催前であったことから、公文書を開示すると、選定委員会における率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、審議前の情報を開示することは、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとして条例第7条第5号により非開示決定を行った。その際、実施機関は、新保育所の運営主体となる社会福祉法人が決定し、条例第7条第5号による非開示理由が消滅した後も、社会福祉法人応募資料中の一部の情報については、同条第2号、第3号及び第6号の非開示理由に該当するとして、その旨を本件開示請求Ⅱに係る非開示決定通知書に併せて記載した。

申立人は、2件の非開示決定をいずれも不服として、平成20年9月29日に実施機関に対し異議申立てを行った。

### (3) 平成20年9月11日付けの開示請求に対する一部開示決定

申立人は、本件開示請求Ⅱとは別に、「9月9日、10日に行われた、大野田・原町保育所の社会福祉法人選定における選定委員会の議事録及び選定に関する資料」について、平成20年9月11日に開示請求（以下「別件開示請求」という。）を行った。実施機関は、対象文書の量が多いことを理由に条例第12条第2項の規定による開示決定期限の延長を行い、同年10月9日に別件開示請求に対する一部開示決定を行った。

別件開示請求の対象である「選定に関する資料」と、本件開示請求Ⅱの対象文書である社会福祉法人応募資料の大部分は重複するものであった。

実施機関は、別件開示請求に対する決定を行うに当たり、新保育所の運営主体となる社会福祉法人が平成20年9月25日に選定され、同月26日に発表済みであることから、別件開示請求については、条例第7条第5号による非開示理由は消滅したものと判断し、同条第2号及び第3号による非開示理由に該当する情報を除き対象文書を開示する一部開示決定を行った。

なお、本件開示請求Ⅱの対象文書である「社会福祉法人応募資料」のうち、別件開示請求の対象である「選定に関する資料」と重複する文書は、別表1に掲げるとおりであり、別件開示請求においては、同表の「非開示情報」欄に掲げる情報について同表の「非開示理由」欄に掲げる情報に該当するものとして非開示とし、同表に掲げるその余の文書及び情報は、条例第7条各号に定める非開示理由のいずれにも該当しないものとして開示した。

また、社会福祉法人応募資料の中には、選定委員会の資料としては使用されなかったことから、別件開示請求の対象である「選定に関する資料」には含まれない文書も存在し、これらは別表2に掲げるとおりである。

## 4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭による説明において主張している主な非開示理由は、次のとおりである。

### (1) 庁内会議議事録等の不存在について

大野田保育所第3回保護者説明会（平成20年3月8日開催）において、「大野田保育所の公設公営について持ち帰って再度検討し回答できないのか」という質問に対し、市側で「持ち帰って検討したい」との回答を行った。このことを受けて、平成20年4月8日の子供未来局内での保育所整備関係会議の中で打合せを行っているが、通常、このような局内打合せの際には、議事録または議事録に代わるメモ等の作成を行っておらず、本件においても議事録又は議事録に代わるメモ等を作成しなかったため、庁内会議議事録等は存在しない。

(2) 社会福祉法人応募資料について

① 条例第7条第5号による非開示理由について

社会福祉法人応募資料については、条例第7条第5号に該当するものとしてその全部を非開示としたが、選定委員会による審議が終了し、新保育所の運営主体となる社会福祉法人が決定した時点（平成20年9月25日）で、同号による非開示理由は消滅している。

② 条例第7条第6号による非開示理由について

選定されなかった社会福祉法人の名称については、これらを明らかにすることにより、それらの法人の経営する保育所の保護者に混乱や不安をもたらし、このことが今後の公立保育所建替え事業に支障を及ぼす可能性があることから、条例第7条第6号に該当し非開示としたものであるが、その後、応募法人に関する情報の公開・非公開の取扱いについてあらためて検討を行った結果、応募法人名については、すべて公表するものとして取り扱うこととした。

③ 条例第7条第2号及び第3号による非開示理由について

社会福祉法人応募資料には、社会福祉法人の役員等の住所、生年月日、経歴等の情報が記載されており、これらは個人が識別できる情報であるから、条例第7条第2号の個人情報に該当する。

また、社会福祉法人の取引先の銀行名等の情報は、一般的にいわれる内部管理情報として秘密にしておくことが是認され、法人はその開示の可否、範囲を自ら決定することができる権利を有しているというべきであり、したがって法人の意思によらないでその内部管理情報が公表されることは、法人の意思、期待に反し、法人の正当な利益が損なわれるおそれがあることから、条例第7条第3号の法人情報に該当する。

(3) 社会福祉法人応募資料の一部開示状況について

① 別表1に掲げる本件開示請求Ⅱと別件開示請求に重複する文書については、別件開示請求に対する一部開示決定により、条例第7条第2号の個人情報及び同条第3号の法人情報に該当する部分を除き、その大部分は既に開示されている。

② 社会福祉法人応募資料の中には、社会福祉法人の現行事業のパンフレット等選考に直接関係のない資料や、選定委員会に先立ち実施された公認会計士による資金計画等の審査に使用された法人会計の詳細資料等が含まれている。これらは選定委員会の資料としては使用されなかったことから、別件開示請求に対する一部開示決定の中では開示されていない。これらについては、別表2「非開示情報」欄に掲げる情報については、同表「非開示理由」欄に掲げる情報に該当するものとして非開示とすべきであるが、その余の文書及び情報は、開示することが可能である。

## 5 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書及び意見書で主張している申立ての主な理由は、次のとおりである。

(1) 庁内会議議事録等の不存在について

- ① 実施機関は、公文書不存在の理由として「検討を行った際の議事録を作成していないため」と説明するが、この説明は、検討を行ったが議事録を作成していないのか、そもそも検討を行っていないのか意味が明らかではない。付記すべき理由は、開示請求者が十分に理解して納得できる程度のものでなければならぬところ、実施機関の説明では、申立人が上記いずれの意味なのかを理解することができず、理由を付したとは認められないから、非開示決定に係る理由不備による違法がある。
- ② 申立人は、開示請求書において、請求する公文書の内容を別記1(1)のとおり記載したが、この記載は、一般人の普通の読み方を基準にすると、「議事録及び議論したことが分かる証拠となる文書」を開示請求していると解することができる。しかし、実施機関は、議事録のみを対象とし、「議論したことが分かる証拠となる文書」の存否及び開示決定を行っていないから、条例第11条で定める開示決定等の不存在による違法がある。
- ③ 実施機関は、平成20年4月8日に子供未来局内で打合せを行っているが、通常、このような局内打合せの際には議事録又は議事録に代わるメモ等の作成を行っていないと説明する。しかし、仙台市の担当者は、大野田保育所第3回保護者説明会において、同保育所の民営化について再検討すると約しているのであるから、再検討し検討結果を保護者に報告することは当然想定されていることであって、本当に打合せを行っていれば、その打合せ結果を保護者に報告するための資料等の作成のために議事録又はそれに類する文書を作成しているはずであり、これらを作成していないという理由説明は極めて不合理・不自然である。議事録等が作成されていないということは、そもそも打合せすら行っていないか、廃棄してしまったため存在しないことを推認させ、よって実施機関の説明は虚偽であって、非開示決定の正当な理由とは認められない。

## (2) 社会福祉法人応募資料について

- ① 条例第7条第2号ロ及び第3号ただし書は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については非開示理由から除外している。保育所は、児童の健全育成のために極めて重要な役割を果たす施設であり、当該施設に入所している児童の生命、健康、生活を保護するためにその経営者となろうとする社会福祉法人の情報が公開される必要性は極めて大きい。また、保護者にとっても、経営者により保育料の負担が高額になる可能性もあるため、経営者になろうとする社会福祉法人の情報が公開される必要性は極めて大きい。したがって、応募した社会福祉法人の情報は、児童の生命、健康、生活を保護し、また保護者の財産を保護するために公にすることが必要であると認められるから、そもそも条例第7条第2号ロ及び第3号には該当しない。
- ② 実施機関は、社会福祉法人の役員等の住所、生年月日、経歴等は、条例第7条第2号の個人情報に該当すると主張するが、法人代表者の住所は商業登記簿に掲載される公表情報であり、代表者及び他の役員の実績・職業は、どのような者が社会福祉法人を運営しているかを知る手がかりとなるものであって児童の生命・健康・生活の保護を図る上で重要な情報と認められ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（条例第7条第2号ロ）に該当するから、少なくとも社会福祉法人の代表者の住所及び経歴並びに他の役員の実績及び職業は、公開すべきである。
- ③ 実施機関は、借入先金融機関等名、預金先・借入先金融機関等名及び証明書発行元金融機関

名は、条例第7条第3号に該当すると主張するが、例えば幸生会は、自己のホームページにおいて決算書を公開し、取引先銀行も明らかにしており、当該法人が自ら公開している情報については、開示することにより正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、保育所は、児童の生命、健康、生活に密接に関わる施設であり、その保護を十分に図るためには経営者になろうとする者の財産状況を公にする必要性は大きく、他方、取引先金融機関名等は一般企業においても公開している例が多く、それを公にしたとしても特段の弊害が生じるおそれは認めがたいから、これらの情報は、同号ただし書に該当し、開示されるべきである。

- ④ 条例第7条第5号による非開示理由は、既に消滅しているため、特に意見はない。条例第7条第6号による非開示理由についても、実施機関が非開示決定を事実上撤回しているため、特に意見はない。

## 6 審査会の判断

### (1) 本件対象公文書について

本件異議申立てに係る対象公文書は、3(2)に記載のとおり、大野田保育所及び原町保育所の建替えに関連する庁内会議議事録等及び社会福祉法人応募資料である。

### (2) 本件答申において審議の対象とする社会福祉法人応募資料の範囲について

実施機関は、平成20年5月28日付けで「平成20年度 公立保育所施設建替えに伴う私立認可保育所設置運営法人の募集要項」を公表し、同年7月17日から18日までを応募受付期間として募集を行った。当該募集に応じた社会福祉法人は、大野田保育所については4法人、原町保育所については3法人であり、提出された応募資料を構成する文書は、別表1(本件開示請求Ⅱと別件開示請求に重複する文書)と別表2(本件開示請求Ⅱの対象であるが、別件開示請求の対象ではない文書)の2種類に分類することができる。

このうち、3(3)に記載のとおり、申立人によりその後になされた別件開示請求に対して、実施機関は、開示の時点では条例第7条第5号の非開示理由は消滅していたこと、また、同条第6号による非開示の判断は、選定結果の公表の際に応募した法人名をすべて公表したことにより事実上撤回していたことから、別表1に掲げる文書については、申立人に一部を開示した。したがって、当該開示された情報については、その開示を求める申立人の法的利益は失われたものと認められ、また、申立人も意見書において非開示理由の消滅及び非開示決定の撤回については意見はないと述べていることから、当審査会では当該開示された情報については、審議の対象としない。

また、別表2の文書についても、実施機関は、理由説明書において大半の情報について開示の意思を表示しており、申立人もその点について意見書において特に反論を行っていないことから、当該開示の意思が表示された情報については、審議の対象としないものとする。ただし、別表2に掲げる文書のうち、各社会福祉法人の通帳の写しに記載された情報については、実施機関と開示・非開示の判断を異にするので、当該情報については審議の対象とする。

### (3) 庁内会議議事録等の存否について

- ① 当審査会が、実施機関から庁内会議議事録等を保有していない理由を聴取したところ、実施機関の説明は、以下のとおりであった。

ア 平成20年3月8日に開催された大野田保育所の第3回保護者説明会において、同保育所を公設公営で建替えることについて再検討を求められ、これを受けて同年4月8日に子供未来局内

で開かれた保育所整備関係会議の中で打合せを行った。同会議の出席者は、子供未来局長、子供未来局次長、子育て支援部長、保育課長ほか関係職員であった。

イ 保育所整備関係会議は、人事異動後間もない時期の会議であることから、局内幹部職員に対し保育所整備に関わる懸案事項全般についてレクチャーも兼ねて行われたものであり、その際、大野田保育所における第3回保護者説明会において保護者より再検討を求められた件についても打合せを行った。

ウ 市役所内部の会議においては、出席者が他部局にまたがる場合、副市長・市長が出席する場合等であれば議事録等を作成することがあるが、局内部の会議においては、議事録等の作成は行われないのが通常である。本件においても局内部の会議であることから、議事録等は作成していない。よって、庁内会議議事録等は不存在である。

② 実施機関の上記説明について、以下その是非を検討する。

ア 一般に、地方自治体の執行機関においては、政策決定に至るまでの間に様々なプロセスが介在するのが通例であり、局内における会議は、そのプロセスの一つと捉えることができる。他方、議会のような合議体においては、会議自体が意思形成・決定の場であり、会議内容のすべてを記録し、公開することが義務付けられていることが多い。局内の会議及び打合せは、業務を進めていくにあたり関係職員が一同に会して進捗状況を確認し、局内の共通認識を図る等の目的により随時開かれることが大半であり、合議体における会議とは性質が異なるものであって、議事録等についても作成することは義務付けられてはいない。よって、大きな方針転換を行うために局内の会議・打合せを開催する場合は格別、方針確認等のための打合せについては、逐一議事録又はこれに代わるものを作成することはないとする実施機関の説明は、不合理とまでは言えない。実施機関は、4月8日の保育所整備関係会議においては民営化を基本とする方向性を改めて確認したものである旨述べており、同会議において新たな意思決定を行う可能性はなかったものと考えられることから、庁内会議議事録等を作成していないとする実施機関の説明は、不自然・不合理とまでは言えない。

イ 念のため、当審査会では、実施機関の担当課である保育課について平成19年度・20年度に文書管理システムに登録された文書リストを見分し、関連する起案文書・供覧文書のタイトルを確認するとともに、保育課に保管されている、大野田保育所民営化に関する文書、平成20年4月8日の保育所整備関係会議に関する文書等が綴られた一連のファイルの内容について見分調査を実施した。しかしながら、第3回大野田保育所保護者説明会での発言を受けて再検討を行った際の議論の経過や決定事項をまとめた文書は確認されず、会議資料その他の文書の余白等へのメモ書きや備忘録の類も確認されなかった。

③ 以上のことから、実施機関に庁内会議議事録等が存在するとは認められない。

④ なお、申立人は、本件開示請求Iに係る非開示決定通知書における処分理由の提示が不十分である旨主張するが、その通知書の記載を見ても、これを違法とすべきものとは認められない。

(4) 社会福祉法人応募資料の一部開示について

実施機関が別件開示請求において非開示とした情報は、別表1「非開示情報」欄に記載された情報である。また、理由説明書の提出後に、当審査会が別表2に掲げる文書における開示・非開示部分の詳細について実施機関に確認をしたところ、実施機関が非開示とすべきとする情報は、別表2「非開示情報」欄に記載された情報とのことであった。よって、これらの情報について非開示の判

断の是非を検討する。

① 条例第7条第2号の該当性について

ア 条例第7条第2号本文は、個人のプライバシーの保護を十全ならしめるため、特定の個人が識別され得るようなかたちで、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるかたちで、個人に関する情報が記録されている公文書については、これを開示しないこととする旨を定めたものである。

イ 実施機関が条例第7条第2号本文の個人情報に該当するとして非開示の判断を維持するものは、別表1及び別表2の「非開示情報」欄に記載された情報のうち、別表1及び別表2のそれぞれ「非開示理由」欄に「個人情報（2号）」と記載のあるものである。以下、これらの非開示部分について、条例第7条第2号の該当性を検討する。

㉞ 法人職員等に関する情報

応募申請書（かがみ）に記載されている法人職員（法人代表者を除く。以下同じ。）の氏名・役職及び法人代表者の携帯電話番号、理事会・評議員会関連文書（議案、議事録等をいう。以下同じ。）に記載されている法人職員氏名及び施設長候補者の氏名・生年月日・住所並びに指導監査関連文書、職員名簿、保育士平均勤続年数表及び賃金控除に関する協定書に記載されている法人職員氏名は、いずれも個人に関する情報であって特定の個人が識別できる情報であるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

㉟ 法人役員に関する情報

理事会・評議員会関連文書、法人役員等一覧（役員名簿）及び履歴書に記載されている法人役員の生年月日、年齢、本籍、役員間の親族等関係の有無、住所（法人代表者を除く。）、電話番号、職業、役職、勤務先（事業内容含む。）、資格、学歴、職歴、現在及び過去の社会的活動等、福祉事業歴及び顔写真は、個人に関する情報であって、法人役員の氏名は開示されていることから、いずれも特定の個人が識別される情報であり、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

なお、法人役員に関する情報のうち、法人代表者の住所に関しては、申立人は、意見書において当該情報は法人登記に掲載される公表情報であり、開示すべきである旨主張し、実施機関も口頭による理由説明の際に、当該情報は別件開示請求において既に開示済みである旨述べている。よって、本件答申において審議する上記法人役員に関する情報から、法人代表者の住所は除外している。

㊱ 条例第7条第2号ただし書の該当性

条例第7条第2号は、個人情報（イ）が、同号ただし書イ（法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報）、ロ（人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）又はハ（公務員の職務の遂行に係る情報）に該当する場合には、例外的に非開示情報から除くこととしている。

申立人は、保育所は、児童の健全な育成のために極めて重要な役割を果たす施設であり、社会福祉法人の代表者及び他の役員の経歴、職業は、どのような者が社会福祉法人を営んでいるのかを知る手がかりとなるものであって、児童の生命、健康、生活を保護するため、また、保育料を負担する保護者の財産を保護するため公にする必要があると認められるため、条例第7条第2号ただし書ロに該当し、開示すべきであると主張する。

しかしながら、法人役員の履歴については、適正かつ円滑に公立保育所を引継ぎ、新保育所を運営していくことのできる社会福祉法人を選定するにあたり、審査に必要な資料のひとつとして実施機関が提出を求めたものであるものの、新保育所の運営主体としての適格性は、応募書類の審査のみならずヒアリングや公認会計士による資金計画等の審査を経て、保育所運営への熱意、福祉施設の運営実績、財務状況等を総合的に勘案し判断されるものであり、法人役員の経歴・職業に関する情報は、審査においても特別に重要な位置を占める情報とは考えられない。確かに、当該応募法人が保育所の経営主体として適格であるか否かは、申立人が主張するように児童及び保護者の権利利益を保護するうえで重要なことではあるが、上述したように、運営主体の適格性は法人役員の経歴や職歴のみによって判断されるものではない。したがって、人の生命、健康、生活または財産を保護するため当該情報を開示する必要性が、当該個人情報保護に優越して存在するとは認められない。

よって、上記㉞及び㉟に掲げる情報は、いずれも条例第7条第2号ただし書ロには該当せず、また、法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とも、公務員の職務の遂行に係る情報とも言えないから、同号ただし書イ及びハにも該当しない。

㉞ したがって、上記㉞及び㉟に掲げる情報は、条例第7条第2号により非開示とすべき情報である。

## ② 条例第7条第3号の該当性について

ア 条例第7条第3号は、法人等又は事業を営む個人の自由な事業活動を尊重し、保護する立場から、公にすることにより事業を行うものの当該事業活動における正当な権利利益を害するおそれがある情報については、これを非開示とする旨定めたものである。

イ 実施機関が条例第7条第3号の法人情報に該当するとして非開示の判断を維持するのは、別表1及び別表2の「非開示情報」欄に記載された情報のうち、別表1及び別表2のそれぞれ「非開示理由」欄に「法人情報（3号）」と記載のあるものである。

ウ 条例第7条第3号は、法人等に関する情報であって同号イ又はロに該当するものを非開示とすべき情報と定めているが、社会福祉法人応募資料は、実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものではないから、同号ロには該当しないと認められるので、以下、同号イの該当性について検討する。

### ㉞ 取引先金融機関等名について

資金計画、融資証明書、理事会議事録及び借入金償還計画等一覧表に記載されている借入予定先金融機関等名並びに貸借対照表（内訳表を含む。）、財産目録、残高証明書、理事会・評議員会関連文書、指導監査関連文書、条件検索仕訳一覧及び金銭消費貸借契約証書に記載されている借入先金融機関等名及び預金先金融機関名は、社会福祉法人が経理・経営等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、このような情報は、法人が開示の可否について自ら決定できる権利を有しているというべきである。また、当該情報が開示されると、社会福祉法人の各金融機関との取引状況、各金融機関に対する方針、資金計画の詳細等の経営ノウハウに関わりのある情報が明らかとなり、法人の事業運営に支障を及ぼすおそれがあると考えられるから、当該社会福祉法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号イに該当すると認められる。

もっとも、社会福祉法人幸生会については、法人のホームページ上で平成19年度決算書

を公開しており、その中の貸借対照表及び財産目録で取引先金融機関名を公表している。このように社会福祉法人が自ら当該情報を公表している場合には、当該情報を開示されることにより社会福祉法人の正当な利益が損なわれることにはならないというべきであるから、社会福祉法人幸生会の平成19年度決算書中に記載された借入先金融機関等名及び預金先金融機関名は、開示すべきである。

① 条例第7条第3号ただし書の該当性について

条例第7条第3号ただし書は、法人情報について、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる場合には、例外的に非開示情報から除くこととしている。

申立人は、保育所は、児童の生命・健康・生活に密接に関わる施設であり、その保護を十分に図るためには経営者になろうとする者の財産状況を公にする必要性が大きく、取引先金融機関等名は、条例第7条第3号ただし書に該当し、開示すべきであると主張する。

しかしながら、社会福祉法人応募資料のうち財務関係資料については、実施機関は取引先金融機関等の情報を除き開示の意思を表示しており、本件異議申立てに対する決定においても相当程度の財務情報が開示されるものであり、社会福祉法人の経営状況は、これによりかなりの部分が明らかになると考えるべきである。したがって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、法人の取引先金融機関等といった極めて内部的な情報までも公とすべき特段の理由は見出し難い。

よって、取引先金融機関等名は、条例第7条第3号ただし書には該当しない。

② したがって、上記①に掲げる情報は、条例第7条第3号により非開示とすべき情報である。

③ 通帳写しについて

社会福祉法人応募資料に含まれる法人の通帳写しについては、別件開示請求の対象外であったため申立人に開示されていない。実施機関は、振込者名（個人名）については条例第7条第2号に、預金先金融機関名及び取引先企業名については条例第7条第3号に該当し非開示とすべきと主張し、その余の情報については開示する意思を表示している。

当審査会は、通帳写しに記載された振込者名については、個人に関する情報で特定の個人が識別されるものであり、条例第7条第2号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないと認められるから、同条第2号本文に該当するものと認めるが、条例第7条第3号イの該当性については、通帳写しは一体として同号イに該当するものと判断する。

すなわち、当該通帳写しにはおおむね1年分の出入金が日付とともに克明に記録されており、社会福祉法人の経理上の内部管理情報そのものと考えられ、通帳写しを開示すれば、資金の動きや資金管理の詳細が明らかになるほか、個々の取引先及び取引金額も明らかとなるなど、法人の事業経営上のノウハウが明らかになると考えられるから、通帳写しの開示により当該社会福祉法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。また、通帳写しに記載の情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ともいえない。

よって、通帳写しは、条例第7条第2号及び第3号イに該当し、その全部を非開示とすべきである。

(5) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

## 別記 1

### 【庁内会議議事録等】

- (1) 大野田保育所第3回保護者説明会において、仙台市は、当該保育所を公立保育所として残せないか再度検討すると言いました。その時（検討した時）の議事録。（きちんと原点に戻り議論をしたという証拠があるもの。最初から民営化ありきのものでは駄目）

### 【社会福祉法人応募資料】

- (2) 大野田・原町両保育所の民営化にあたり平成20年7月17・18日に行われた社会福祉法人の応募に関する当該法人の資料

別表1 原町応募法人①(幸生会)

文書名	非開示情報	非開示理由	審査会判断
応募申請書(かがみ)	代表者携帯電話番号	個人情報(2号)	○
提出資料一覧			
(資料No.1) 保育所設置計画			
(資料No.2) 応募の動機等			
社会福祉法人幸生会 職員勤続年数 施設別一覧表			
(資料No.3) 資金計画	借入予定先金融機関等名	法人情報(3号)	○
(資料No.4) 認可に必要な財源内訳			
(資料No.5) 施設長予定者の選考方針			
(資料No.6) 職員採用計画			
(資料No.7) 法人役員等一覧			
(資料No.8) 保育所運営計画			
(資料No.9) 新たな保育サービスへの取組			
計画概要・各室床面積			
配置図・平面図			
社会福祉法人幸生会組織図			
寺岡すいせん保育所要覧			
寺岡すいせん保育所パンフレット(一時保育はじめました)			
新田すいせん保育所のご案内			
社会福祉法人・施設指導監査結果(回答)			
社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)			
平成19年度決算報告書(資金収支計算書・内訳表)			
平成19年度決算報告書(事業活動収支計算書・内訳表)			
平成19年度決算報告書(貸借対照表・経理区分別含む)	借入先金融機関等名	法人情報(3号)	
平成19年度決算報告書(財産目録)	預金先金融機関名	法人情報(3号)	
	借入先金融機関等名	法人情報(3号)	
平成20年度収支予算書(資金収支予算内訳表)			
融資証明書	借入予定先金融機関名	法人情報(3号)	○
社会福祉法人幸生会定款			
履歴事項全部証明書			
評議員会議事録(平成20年度第2回)			
評議員会出欠名簿	法人役員生年月日	個人情報(2号)	○
	法人役員住所(代表者は除く)	個人情報(2号)	○
理事会議事録(平成20年度第2回)	法人職員氏名	個人情報(2号)	○
理事会出欠名簿	法人役員生年月日	個人情報(2号)	○
	法人役員住所(代表者は除く)	個人情報(2号)	○
平成20年度第2回 評議員会・理事会議案	施設長候補者の氏名	個人情報(2号)	○
	施設長候補者の生年月日	個人情報(2号)	○
	施設長候補者の住所	個人情報(2号)	○
職員就業規則・給与規程			
社会福祉法人幸生会 役員名簿	生年月日	個人情報(2号)	○
	年齢	個人情報(2号)	○
	住所(代表者は除く)	個人情報(2号)	○
	職業	個人情報(2号)	○
	役職	個人情報(2号)	○
	親族等関係有無	個人情報(2号)	○
	役員の資格等	個人情報(2号)	○
履歴書	現住所(代表者は除く)	個人情報(2号)	○
	本籍	個人情報(2号)	○
	生年月日	個人情報(2号)	○
	年齢	個人情報(2号)	○
	電話番号	個人情報(2号)	○
	現在の職業	個人情報(2号)	○
	勤務先	個人情報(2号)	○
	最終学歴	個人情報(2号)	○
	現在役員を勤める主な社会的活動等	個人情報(2号)	○
	主な職歴(当該法人としての職歴を除く)	個人情報(2号)	○
	過去の社会的活動歴	個人情報(2号)	○
	その他特記事項	個人情報(2号)	○
納税証明書			
市税の滞納がないことの証明書			

別表1 原町応募法人②(三矢会)

文書名	非開示情報	非開示理由	審査会判断
応募申請書(かがみ)	担当者氏名	個人情報(2号)	○
	役職	個人情報(2号)	○
提出資料一覧			
(資料No.1) 保育所設置計画			
配置図・平面図			
(資料No.2) 応募の動機等			
果樹園の森保育園入園案内書			
平成18年度社会福祉施設等指導監査の結果について(通知)			
社会福祉施設等指導監査指摘書	出納員氏名	個人情報(2号)	○
平成19年度社会福祉施設等指導監査の結果について(通知)			
社会福祉施設等指導監査指摘書			
平成19年度児童福祉行政指導監査及び児童福祉施設指導監査の結果について(通知)			
児童福祉施設指導監査指摘書			
(資料No.3) 資金計画	借入予定先金融機関等名	法人情報(3号)	○
概算見積書			
承諾書			
平成19年度 決算報告書			
平成20年度 資金収支予算書			
融資証明書	借入予定先金融機関名	法人情報(3号)	○
現在事項全部証明書			
社会福祉法人三矢会 定款			
(資料No.4) 認可に必要な財源内訳			
(資料No.5) 施設長予定者の選考方針			
(資料No.6) 職員採用計画			
就業規則・給与規程			
(資料No.7) 法人役員等一覧	年齢	個人情報(2号)	○
	役員間の親族関係	個人情報(2号)	○
	勤務先	個人情報(2号)	○
	勤務先の事業内容	個人情報(2号)	○
	福祉事業歴	個人情報(2号)	○
	その他の活動	個人情報(2号)	○
	履歴書	生年月日	個人情報(2号)
	現住所(代表者は除く)	個人情報(2号)	○
	本籍地	個人情報(2号)	○
	最終学歴	個人情報(2号)	○
	職歴	個人情報(2号)	○
	社会福祉事業関係経歴書 (当該法人役員としての経歴を除く)	個人情報(2号)	○
	顔写真(1名のみ)	個人情報(2号)	○
(資料No.8) 保育所運営計画			
(資料No.9) 新たな保育サービスへの取組			
納税証明書			

別表1 原町応募法人③(勇樹会)

文書名	非開示情報	非開示理由	審査会判断
応募申請書(かがみ)	担当者氏名	個人情報(2号)	○
	役職	個人情報(2号)	○
提出資料一覧			
(資料No.1) 保育所設置計画			
配置図・平面図			
(資料No.2) 応募の動機等			
ご案内 社会福祉法人勇樹会			
平成17年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(中野スイミング保育園)			
平成17年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(なかの乳児園)			
平成17年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(かめだなかの保育園)			
平成17年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(よごしなかの保育園)			
平成17年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(YOUなかの保育園)			
社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)(コスモス錦保育所)※平成17年度	法人職員氏名	個人情報(2号)	○
平成18年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について(通知)			
別紙 平成18年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の改善状況報告	借入先金融機関名	法人情報(3号)	○
平成18年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(中野スイミング保育園)			
平成18年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(なかの乳児園)			
平成18年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(かめだなかの保育園)			
平成18年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(よごしなかの保育園)			
平成18年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(YOUなかの保育園)			
社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)(コスモス錦保育所)※平成18年度			
社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)(扇町まるさんかくしかく保育園)※平成18年度	法人職員氏名	個人情報(2号)	○
平成19年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(中野スイミング保育園)			
平成19年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(なかの乳児園)			
平成19年度児童福祉施設(保育所)等指導監査の未実施について(通知)(かめだなかの保育園)			
平成19年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(よごしなかの保育園)			
平成19年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(YOUなかの保育園)			
社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)(コスモス錦保育所)※平成19年度			
社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)(扇町まるさんかくしかく保育園)※平成19年度			
社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)(コスモスひろせ保育園)※平成19年度			
(資料No.3) 資金計画	借入予定先金融機関等名	法人情報(3号)	○
平成19年度 資金収支決算内訳表			
平成19年度 事業活動収支内訳表			
平成19年度 貸借対照内訳表	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○
	借入先金融機関等名	法人情報(3号)	○
平成20年度 資金収支予算内訳表			
融資証明書	借入予定先金融機関名	法人情報(3号)	○
社会福祉法人勇樹会 定款			
履歴事項全部証明書			
社会福祉法人 勇樹会 理事会議事録(平成20年6月)	理事住所(代表者は除く)	個人情報(2号)	○
(資料No.4) 認可に必要な財源内訳			
(資料No.5) 施設長予定者の選考方針			
(資料No.6) 職員採用計画			
平成21年度 某新設保育所 職員配置			
社会福祉法人 勇樹会 平均勤続年数			
就業規則・給与規程			
(資料No.7) 法人役員等一覧	年齢	個人情報(2号)	○
	役員間の親族関係	個人情報(2号)	○
	勤務先	個人情報(2号)	○
	勤務先の事業内容	個人情報(2号)	○
	福祉事業歴	個人情報(2号)	○
履歴書	生年月日	個人情報(2号)	○
	現住所(代表者は除く)	個人情報(2号)	○
	本籍地	個人情報(2号)	○
	最終学歴	個人情報(2号)	○
	職歴	個人情報(2号)	○
	その他社会的活動 (当該法人役員としての活動を除く)	個人情報(2号)	○
(資料No.8) 保育所運営計画			
納税証明書			

別表1 大野田応募法人①(鼎会)

文書名	非開示情報	非開示理由	審査会判断
応募申請書(かがみ)	担当者氏名	個人情報(2号)	○
	役職	個人情報(2号)	○
提出資料一覧			
(資料No.1) 保育所設置計画			
配置図・平面図			
(資料No.2) 応募の動機等			
法人概要			
保育園案内(桂こどもの城保育園)			
平成18年度社会福祉法人一般監査の結果について(通知)			
平成17年度社会福祉法人一般監査の結果について(通知)			
社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)※平成17年度			
平成18年度児童福祉施設指導監査の結果について(通知)			
社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)※平成18年度			
平成19年度児童福祉施設指導監査の結果について(通知)			
社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)※平成19年度			
平成17年度児童福祉施設指導監査の結果について(通知)			
社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)※平成17年度			
現在事項全部証明書			
(資料No.3) 資金計画	借入予定先金融機関等名	法人情報(3号)	○
平成19年度 決算報告書			
平成20年度 資金収支予算書			
積立預金明細表			
社会福祉法人 鼎会 定款			
社会福祉法人 鼎会 定款施行細則			
(資料No.4) 認可に必要な財源内訳			
(資料No.5) 施設長予定者の選考方針			
(資料No.6) 職員採用計画			
社会福祉法人鼎会 桂こどもの城保育園 保育士平均勤続年数	保育士氏名	個人情報(2号)	○
就業規則・給与規程			
(資料No.7) 法人役員等一覧	年齢	個人情報(2号)	○
	役員間の親族関係	個人情報(2号)	○
	勤務先	個人情報(2号)	○
	勤務先の事業内容	個人情報(2号)	○
	福祉事業歴	個人情報(2号)	○
	その他の活動	個人情報(2号)	○
	履歴書(経歴書)	生年月日	個人情報(2号)
	現住所(代表者は除く)	個人情報(2号)	○
	本籍地	個人情報(2号)	○
	最終学歴	個人情報(2号)	○
	職歴	個人情報(2号)	○
	その他社会的活動	個人情報(2号)	○
	経歴	個人情報(2号)	○
	町内会等役員歴	個人情報(2号)	○
	その他(資格・職務等)	個人情報(2号)	○
(資料No.8) 保育所運営計画			
桂こどもの城保育園地域支援事業 地域の皆様へのご案内			
入園のしおり(抜粋)			
(資料No.9) 新たな保育サービスへの取組			

別表1 大野田応募法人②(大五京)

文書名	非開示情報	非開示理由	審査会判断
応募申請書(かがみ)	担当者氏名	個人情報(2号)	○
	役職	個人情報(2号)	○
納税証明書			
提出資料一覧			
(資料No.1)保育所設置計画			
平面図			
(資料No.2)応募の動機等			
社会福祉法人大五京 衣笠グループ HP資料(法人・施設概要)			
平成19年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について(通知)			
指導事項改善報告書(平成19年度)			
平成16年度における社会福祉法第56条第1項に基づく社会福祉法人に対する検査結果について			
「平成16年度における社会福祉法第56条第1項に基づく社会福祉法人に対する検査結果について」の是正又は改善事項についての報告			
平成19年度社会福祉施設に係る指導監査の結果について(通知)			
保育所監査指導メモ			
指導事項改善報告書について(報告)			
平成18年度 監査指摘事項 是正又は改善状況報告書			
平成18年度未会計区分間資金異動について			
平成17年度社会福祉施設に係る指導監査の結果について(通知)			
平成17年度 監査指摘事項 是正又は改善状況報告書			
平成19年度京都市社会福祉法人等指導監査の実施結果について			
平成18年度京都市社会福祉法人等指導監査の実施結果について			
平成18年度指導監査指摘事項是正又は改善状況報告書			
平成17年度京都市社会福祉法人等指導監査の実施結果について			
平成17年度指導監査指摘事項是正又は改善状況報告書			
平成19年度社会福祉法人等監査の結果について(通知)			
平成19年度社会福祉施設に対する指導監査の実施結果について(通知)			
指導事項改善報告書(平成19年度)			
貸金控除に関する協定書	法人職員氏名	個人情報(2号)	○
平成18年度社会福祉施設に対する指導監査の実施施設に対する結果について(通知)			
指導事項改善報告書(平成18年度)			
平成17年度社会福祉施設に対する指導監査の実施結果について(通知)			
指導事項改善報告書(平成17年度)			
(資料No.3)資金計画	借入予定先金融機関等名	法人情報(3号)	○
融資証明書	借入予定先金融機関名	法人情報(3号)	○
平成19年度 決算報告書(貸借対照表)			
平成19年度 決算報告書(資金収支計算書・内訳表)			
平成19年度 決算報告書(事業活動収支計算書・内訳表)			
平成19年度 決算報告書(財産目録)	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○
	借入先金融機関等名	法人情報(3号)	○
平成20年度 資金収支予算内訳表			
社会福祉法人 大五京 定款			
履歴事項全部証明書			
平成20年度 第1回臨時理事会議事録			
(資料No.4)認可に必要な財源内訳			
(資料No.5)施設長予定者の選考方針・(資料No.6)職員採用計画			
就業規則・給与規程			
(資料No.7)法人役員等一覧	年齢	個人情報(2号)	○
	役員間の親族関係	個人情報(2号)	○
	勤務先	個人情報(2号)	○
	勤務先の事業内容	個人情報(2号)	○
	福祉事業歴	個人情報(2号)	○
	その他の活動	個人情報(2号)	○
	履歴書	生年月日	個人情報(2号)
	年齢	個人情報(2号)	○
	現住所(代表者は除く)	個人情報(2号)	○
	電話番号	個人情報(2号)	○
	学歴	個人情報(2号)	○
	職歴	個人情報(2号)	○
	社会的活動歴 (当該法人役員としての経歴を除く)	個人情報(2号)	○
(資料No.8)保育所運営計画			
(資料No.9)新たな保育サービスへの取組			

別表1 大野田応募法人③(柏松会)

文書名	非開示情報	非開示理由	審査会判断
応募申請書(かがみ)	担当者氏名	個人情報(2号)	○
	役職名	個人情報(2号)	○
提出資料一覧			
(資料No.1) 保育所設置計画			
大野田保育園 各居室の広さ			
平面図			
(資料No.2) 応募の動機等			
平成21年度 大野田保育所人件費試算表			
平成22年度 大野田保育所人件費試算表			
太白すぎのこ保育園パンフレット			
すくすく子育てネットワークパンフレット			
平成18年度社会福祉施設等指導監査の結果について(通知)			
社会福祉施設等指導監査指摘事項・改善状況			
平成19年度児童福祉施設指導監査の結果について(通知)			
平成18年度児童福祉施設指導監査の改善報告書の提出について			
(資料No.3) 資金計画			
融資証明書	借入予定先金融機関名	法人情報(3号)	○
平成19年度 決算報告書(資金収支計算書・内訳表)			
平成19年度 決算報告書(事業活動収支計算書・内訳表)			
平成19年度 決算報告書(貸借対照表)			
平成19年度 決算報告書(財産目録)	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○
	借入先金融機関等名	法人情報(3号)	○
平成20年当初予算 資金収支予算内訳表			
社会福祉法人柏松会 定款			
社会福祉法人柏松会 定款細則			
現在事項全部証明書			
平成20年度柏松会第1回理事会議事録	職員氏名	個人情報(2号)	○
	借入予定先金融機関等名	法人情報(3号)	○
平成20年度柏松会第1回評議員会議事録			
(資料No.4) 認可に必要な財源内訳			
(資料No.5) 施設長予定者の選考方針・(資料No.6) 職員採用計画			
平成20年度 社会福祉法人柏松会 職員名簿			
就業規則・給与規程			
(資料No.7) 法人役員等一覧	年齢	個人情報(2号)	○
	役員間の親族関係	個人情報(2号)	○
	勤務先	個人情報(2号)	○
	勤務先の事業内容	個人情報(2号)	○
	福祉事業歴	個人情報(2号)	○
	その他の活動	個人情報(2号)	○
履歴書	生年月日	個人情報(2号)	○
	現住所(代表者は除く)	個人情報(2号)	○
	学歴	個人情報(2号)	○
	職歴	個人情報(2号)	○
	学会及び社会における活動等 (当該法人の役員としての活動を除く)	個人情報(2号)	○
(資料No.8) 保育所運営計画			
(資料No.9) 新たな保育サービスへの取組			
納税証明書			

別表1 大野田応募法人④(勇樹会)

文書名	非開示情報	非開示理由	審査会判断
応募申請書(かがみ)	担当者氏名	個人情報(2号)	○
	役職	個人情報(2号)	○
提出資料一覧			
(資料No.1)保育所設置計画			
配置図・平面図			
(資料No.2)応募の動機等			
ご案内 社会福祉法人勇樹会			
平成17年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(中野スイミング保育園)			
平成17年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(なかの乳児園)			
平成17年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(かめだなかの保育園)			
平成17年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(よこごしなかの保育園)			
平成17年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(YOUなかの保育園)			
社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)(コスモス錦保育所)※平成17年度	法人職員氏名	個人情報(2号)	○
平成18年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について(通知)			
別紙 平成18年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の改善状況報告	借入先金融機関名	法人情報(3号)	○
平成18年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(中野スイミング保育園)			
平成18年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(なかの乳児園)			
平成18年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(かめだなかの保育園)			
平成18年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(よこごしなかの保育園)			
平成18年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(YOUなかの保育園)			
社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)(コスモス錦保育所)※平成18年度			
社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)(扇町まるさんかくしかく保育園)※平成18年度	法人職員氏名	個人情報(2号)	○
平成19年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(中野スイミング保育園)			
平成19年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(なかの乳児園)			
平成19年度児童福祉施設(保育所)等指導監査の未実施について(通知)(かめだなかの保育園)			
平成19年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(よこごしなかの保育園)			
平成19年度児童福祉施設等指導監査の結果について(通知)(YOUなかの保育園)			
社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)(コスモス錦保育所)※平成19年度			
社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)(扇町まるさんかくしかく保育園)※平成19年度			
社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)(コスモスひろせ保育園)※平成19年度			
(資料No.3)資金計画	借入予定先金融機関等名	法人情報(3号)	○
平成19年度 資金収支決算内訳表			
平成19年度 事業活動収支内訳表			
平成19年度 貸借対照内訳表	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○
	借入先金融機関等名	法人情報(3号)	○
平成20年度 資金収支予算内訳表			
融資証明書	借入予定先金融機関名	法人情報(3号)	○
社会福祉法人勇樹会 定款			
履歴事項全部証明書			
現在事項全部証明書			
社会福祉法人 勇樹会 理事会議事録(平成20年6月)	理事住所(代表者は除く)	個人情報(2号)	○
(資料No.4)認可に必要な財源内訳			
(資料No.5)施設長予定者の選考方針			
(資料No.6)職員採用計画			
平成21年度 某新設保育所 職員配置			
社会福祉法人 勇樹会 平均勤続年数			
就業規則・給与規程			
(資料No.7)法人役員等一覧	年齢	個人情報(2号)	○
	役員間の親族関係	個人情報(2号)	○
	勤務先	個人情報(2号)	○
	勤務先の事業内容	個人情報(2号)	○
	福祉事業歴	個人情報(2号)	○
履歴書	生年月日	個人情報(2号)	○
	現住所(代表者は除く)	個人情報(2号)	○
	本籍地	個人情報(2号)	○
	最終学歴	個人情報(2号)	○
	職歴	個人情報(2号)	○
	その他社会的活動 (当該法人役員としての活動を除く)	個人情報(2号)	○
(資料No.8)保育所運営計画			
納税証明書			

別表2 原町応募法人

法人名	文書名	非開示情報	非開示理由	審査会判断
原町応募法人① 幸生会	特別養護老人ホーム水泉荘パンフレット			
	ほうゆう施設概要			
	ぱーとなーパンフレット			
	平成17年度決算報告書(資金収支計算書・内訳表)			
	平成17年度決算報告書(事業活動収支計算書・内訳表)			
	平成17年度決算報告書(貸借対照表・経理区分別含む)	借入先金融機関等名	法人情報(3号)	○
	平成17年度決算報告書(財産目録)	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○
		借入先金融機関等名	法人情報(3号)	○
	平成18年度決算報告書(資金収支計算書・内訳表)			
	平成18年度決算報告書(事業活動収支計算書・内訳表)			
	平成18年度決算報告書(貸借対照表・経理区分別含む)	借入先金融機関等名	法人情報(3号)	○
	平成18年度決算報告書(財産目録)	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○
		借入先金融機関等名	法人情報(3号)	○
	通帳写し	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○
取引先企業名		法人情報(3号)	※1	
残高証明書	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○	
平成20年度第2回 評議員会・理事会議案(別冊資料)	借入先金融機関等名	法人情報(3号)	○	
原町応募法人② 三矢会	平成18年度 決算報告書			
	通帳写し 普通預金①社会福祉法人 三矢会	取引先企業名	法人情報(3号)	○
	通帳写し 普通預金②社会福祉法人 三矢会			※1
原町応募法人③ 勇樹会	平成17年度 資金収支決算内訳表			
	平成17年度 事業活動収支内訳表			
	平成17年度 貸借対照表	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○
		借入先金融機関等名	法人情報(3号)	○
	平成18年度 資金収支決算内訳表			
	平成18年度 事業活動収支内訳表			
	平成18年度 貸借対照内訳表	借入先金融機関等名	法人情報(3号)	○
	通帳写し	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○ ※1
		取引先企業名	法人情報(3号)	
	振込者名	個人情報(2号)		
借入金償還計画等一覧表	借入予定先金融機関名	法人情報(3号)	○	

※1 通帳写しは全部を非開示とする。

別表2 大野田応募法人

法人名	文書名	非開示情報	非開示理由	審査会判断
大野田応募法人① 鼎会	平成17年度 決算報告書			
	平成18年度 決算報告書			
	通帳写し	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○ ※1
		取引先企業名	法人情報(3号)	
		振込者名	個人情報(2号)	
条件検索仕訳一覧(運営費・助成金)	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○	
社会福祉法人鼎会 桂こどもの城保育園職員名簿	保育士氏名	個人情報(2号)	○	
大野田応募法人② 大五京	園児定員現員表/各施設職員数・雇用形態			
	平成17年度決算報告書(貸借対照表)			
	平成17年度決算報告書(資金収支計算書・内訳表)			
	平成17年度決算報告書(事業活動収支計算書・内訳表)			
	平成17年度 決算報告書(財産目録)	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○
		借入先金融機関等名	法人情報(3号)	○
	平成18年度決算報告書(貸借対照表)			
	平成18年度決算報告書(資金収支計算書・内訳表)			
	平成18年度決算報告書(事業活動収支計算書・内訳表)			
	平成18年度 決算報告書(財産目録)	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○
		借入先金融機関等名	法人情報(3号)	○
	通帳写し	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○ ※1
		取引先企業名	法人情報(3号)	
振込者名		個人情報(2号)		
大野田応募法人③ 柏松会	特別養護老人ホーム柏松苑・村田町デイサービスセンターパンフレット			
	谷山介護支援センターパンフレット			
	村田町デイサービスセンター 柏松苑ショートステイパンフレット			
	元利均等ローン返済明細			
	平成21年度 資金収支予算内訳表			
	平成22年度 資金収支予算内訳表			
	平成17年度決算報告書(資金収支計算書・内訳表)			
	平成17年度決算報告書(事業活動収支計算書・内訳表)			
	平成17年度決算報告書(貸借対照表)			
	平成17年度決算報告書(財産目録)	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○
		借入先金融機関等名	法人情報(3号)	○
	平成18年度決算報告書(資金収支計算書・内訳表)			
	平成18年度決算報告書(事業活動収支計算書・内訳表)			
	平成17年度決算報告書(貸借対照表)			
	平成18年度 決算報告書(財産目録)	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○
		借入先金融機関等名	法人情報(3号)	○
金銭消費貸借契約証書	借入先金融機関等名	法人情報(3号)	○	
通帳写し	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○ ※1	
	取引先企業名	法人情報(3号)		
残高証明書	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○	
大野田応募法人④ 勇樹会	平成17年度 資金収支決算内訳表			
	平成17年度 事業活動収支内訳表			
	平成17年度 貸借対照表	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○
		借入先金融機関等名	法人情報(3号)	○
	平成18年度 資金収支決算内訳表			
	平成18年度 事業活動収支内訳表			
	平成18年度 貸借対照内訳表	借入先金融機関名	法人情報(3号)	○
	通帳写し	預金先金融機関名	法人情報(3号)	○ ※1
取引先企業名		法人情報(3号)		
振込者名		個人情報(2号)		
借入金償還計画等一覧表	借入予定先金融機関名	法人情報(3号)	○	

※1 通帳写しは全部を非開示とする。

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第46号)

年 月 日	内 容
平成20.10.3	・諮問を受けた
20.10.21	・実施機関（子供未来局子育て支援部保育課）から理由説明書を受理した
20.11.12	・申立人から意見書を受理した
20.11.14	・申立人から意見書（補充書）を受理した
20.12.4 (平成20年度第4回 情報公開審査会)	・実施機関（子供未来局子育て支援部保育課）から意見を聴取した ・諮問の審議を行った
20.1.22 (平成20年度第5回 情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
20.2.19 (平成20年度第6回 情報公開審査会)	・諮問の審議を行った